令和７年第１２回庄内町農業委員会総会議事録

１　会議日程　　令和７年１２月２５日（木）
　　開　会　　午前　　９時３０分
　　閉　会　　午前　　１０時３５分

２　会議場所　　庄内町役場　Ａ棟　４階　議場

３ 出席委員の番号及び氏名（17 名）
　１番　髙梨　美代子
　２番　阿部　さおり
　３番　秋葉　俊一
　４番　日下部　崇喜
　５番　髙橋　聡
　６番　遠田　雅弘
　７番　石川　義則
　９番　日向　弘明
　10 番　髙橋　直之
　12 番　森屋　慶一
　13 番　日下部　美雄
　14 番　斎藤　克行
　15 番　髙橋　義夫
　16 番　阿部　金一郎
　17 番　小野　隆
　18 番　佐藤　繁
　19 番　若松　忠則

４ 欠席委員の番号及び氏名（1 名）
　11 番　佐藤　吉法

５ 議長の委員番号及び氏名
　19 番　若松　忠則

６ 説明及び議事録作成のため出席した者
　事務局長　　渡部　桂一
　次長兼農地農政係長　　海藤　博
　農地農政係主査　　長南　恵
　農業経営改善相談員　　乙坂　茂樹

7　会議に付した議案

報告第 31 号	農地法第３条の３の規定による届出書の受理について	(15 件)
報告第 32 号	農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について	(13 件)
報告第 33 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請の訂正について	(2 件)
議案第 46 号	農地法第３条の規定による許可申請について	(27 件)
議案第 47 号	農地法第５条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 48 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について	(6 件)

◎開　会　（午前９時３０分）

◎諸報告

議長	これより令和 7 年第 12 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。 11 番　佐藤　吉法委員から欠席の連絡をいただいております。 次に本日の資料について報告します。議案第 47 号に関する資料のほか、各種会議・研修会案内通知をタブレット配信しております。また、委員費用弁償 2 期分のお知らせのほか、全員協議会資料として総会日程案を配布しております。 それでは令和 7 年第 11 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。(説明) 続いて、令和 7 年第 12 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。(説明)
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 17 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の選出

議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。4 番　日下部　崇喜委員、5 番　髙橋　聡委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。

◎報告　　報告第 31 号の上程、説明、質疑

議長	報告第 31 号「農地法第３条の３の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 31 号を終わります。

◎報告　　報告第 32 号の上程、説明、質疑

議長	報告第 32 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題

	とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第32号を終わります。
◎報告	報告第33号の上程、説明、質疑
議長	報告第33号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請の訂正について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。5番　髙橋委員。
5番　髙橋	○○株式会社と、○○さん個人と、受け皿が違うのはなぜですか。
議長	長南主査。
長南主査	会社で経営をもつ部分と、個人での経営でと、分けて考えていたようです。補助金の関係で、受け手の名義を訂正するものです。
議長	よろしいでしょうか。
5番　髙橋	わかりました。 ちなみに、この法人は、何人くらいでやっているのでしょうか。同じ庄内町の人たちばかりですか。
議長	長南主査。
長南主査	法人の構成員までは把握しておりません。
議長	よろしいでしょうか。 ほかにございますか。16番　阿部委員。
16番　阿部	農家が農地を受けるときに、申請の時点で、農機具の所有台数や、専従者はいるのか、何日従事しているのかなど提出を求められます。法人の従業員を把握していないということは、法人の場合にはそのようなものの提出を求めないということですか。 また、提出後に簡単に申請を取り下げることは、少し無責任のように感じますが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	法人が農地を受けるときには、登記簿謄本や定款などの提出をしてもらいます。そこに従業員数に関する記載があったかどうか、今、私の頭には入っていないです。 また、今回の申請の取り下げについて、申請者から連絡をもらったときにはすでに書類が○○のほうへ渡っていましたが、まだ修正をかけられると確認し、申請者の意向どおりに修正しました。
議長	よろしいですか。
16番　阿部	わかりました。

	ただ、法人で受けることに対して、申請者が軽く考えているように感じます。 経営移譲年金に係る３条の契約ですと、10ａ未満は残してもよいが、それ以外は手放しなさい、〇〇年間は経営してならないと、厳しく規制されています。 この売上は会社の売り上げ、この売上は個人の売り上げ、機械は１台しかないので按分かける、でも使う人は１人というような状況では、はたしてうまく線引きができるのかどうか、お話しとかしたほうがよいのではないかと思いました。
議長	貴重な意見でした。 ほかに質問はございますか。ないようですので、報告第 33 号を終わります。
◎議事	議案第 46 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 46 号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	本案は、はじめに議事参与の制限に該当する申請番号 14 番並びに 18 番を除いた全ての案件について議題とします。 長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6 番　遠田　雅弘委員より、現地調査報告をお願いします。
6 番　遠田	農地法第３条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 12 月 22 日に、5 番 髙橋　聡委員と事務局の長南主査と私の 3 人で現地調査を実施しました。 防雪柵があって農道に入れず、遠目で確認した所もありましたが、いずれも農地として管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 46 号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請番号 14 番並びに 18 番を除く全ての案件に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 次に議事参与の制限に該当する申請番号 14 番並びに 18 番の案件を議題とします。16 番　阿部　金一郎委員は退席願います。 暫時休憩します。
	（休憩中、阿部委員退席）
議長	再開します。長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6 番　遠田　雅弘委員より、現

	地調査報告をお願いします。
6番　遠田	12月22日に現地調査を実施しました。 農地として管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第46号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請番号14番並びに18番に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 暫時休憩します。
	（休憩中、阿部委員着席）
◎議事	議案第47号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。議案第47号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、5番　髙橋　聡委員より、現地調査報告をお願いします。
5番　髙橋	農地法第５条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 12月22日に、6番　遠田　雅弘委員と事務局の長南主査と私の3人で、現地調査を実施しました。 1番は、〇〇周辺の住宅街にある畑で、宅地と道路に囲まれています。 2番は、〇〇の西側に隣接する農地で、北側は道路、東側と南側は宅地です。 いずれの案件も、周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと判断してきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第47号「農地法第５条の規定による許可申請について」賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。

◎議事	議案第 48 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。9 番　日向委員。
9 番　日向	申請番号 4 番について、受人の氏名が、報告 32 号の件とは違うようですが。
議長	暫時休憩します。
	（休憩）
議長	再開します。海藤次長。
海藤次長	たしかに報告第 32 号の合意解約の、申請番号 12 番の受け手は〇〇さんですが、今回買う人は〇〇さんです。この売買があるため合意解約をしました。
議長	よろしいでしょうか。
9 番　日向	はい。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり要請することに決定しました。 これをもちまして、令和 7 年第 12 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉　会	（午前１０時３５分）